

千代田町移住支援金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京圏から本町への移住者に対して補助金（以下「移住支援金」という。）を支給することにより、移住に係る一時的な経済負担の軽減を図り、もって東京圏から本町への移住の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のうち、条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）を除いた区域をいう。
- (2) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。
- (3) 転入 本町に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民登録をすることをいう。
- (4) マッチングサイト 都道府県が開設する、就業に係る移住支援金の対象となる就業先について、統一的・一覧性を持って検索可能である幅広い求人情報の提供等を行うサイトをいう。

(移住支援金の額)

第3条 移住支援金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 単身世帯 60万円
- (2) 2人以上の世帯 100万円

(支給対象者)

第4条 移住支援金の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、次条及び第6条に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 本町に転入する前日までに、連続して5年以上、東京23区に居住していたこと。

(2) 本町に転入する前日までに、連続して5年以上、東京圏に居住し、かつ、転入日の3月前の時点において、連続して5年以上、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと（連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、本町に転入するまでの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合を除く。）。

（就業又は起業に関する要件）

第5条 支給対象者に該当するための就業又は起業に関する要件は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 就業に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先が、群馬県又は他の都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。ただし、令和元年度に限り、マッチングサイト開設前にあっては、群馬県又は他の都道府県のサイトに移住支援金の対象として掲載している求人とする。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいてマッチングサイトに掲載されている法人に就業し、本申請時において当該法人に連続して3月以上在職し、かつ、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

オ 求人への応募日が、マッチングサイトに求人が移住支援金の対象として掲載された日以後であること。ただし、令和元年度に限り、マッチングサイト開設前にあっては、群馬県又は他の都道府県のサイトに求人が移住支援金の対象として掲載された日以後とする。

カ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(2) 起業に関する要件 移住支援金の申請日から1年以内に地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用して群馬県又は他の都道府県が実施する

起業支援事業（以下「起業支援事業」という。）に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

（その他の要件）

第6条 支給対象者に該当するためのその他の要件は、次に掲げる事項の全てに該当することとする。

- (1) 千代田町に、移住支援金の本申請した日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
- (2) 支給対象者及びその世帯員（以下「世帯構成員」という。）が東京圏において同一世帯に属し、かつ、申請の際、同一世帯に属していること。
- (3) 世帯構成員が、群馬県において移住支援金事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。
- (4) 世帯構成員が、本申請時において転入後3月以上1年以内であること。
- (5) 世帯構成員が千代田町暴力団排除条例（平成24年千代田町条例第14号）第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当する者でないこと。
- (6) 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (7) 申請日において、世帯員構成員に納期限が到来している町税等（国民健康保険税及び介護保険料を含む。）の滞納がないこと。
- (8) 群馬県及び千代田町が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

（仮申請）

第7条 移住支援金の支給を受けようとする者（以下「仮申請者」という。）は、千代田町移住支援金支給仮申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書
- (2) 転入前の住所地の世帯全員の住民票
- (3) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（転入前の在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）（第4条第1号に該当する被用者又は雇用者に限る。）
- (4) 開業届出済証明書等（転入前の在勤地を確認できる書類）（第4条第1号に該当する法人経営者又は個人事業主に限る。）

(5) 個人事業等の納税証明書（転入前の在勤期間を確認できる書類）（第4条第1号に該当する法人経営者又は個人事業主に限る。）

(6) 就業証明書（仮申請用）（様式第2号）（第5条第1号の要件を満たす場合に限る。）

(7) 起業支援金の交付決定通知書（第5条第2号の要件を満たす場合に限る。）

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、千代田町移住支援金支給仮申請書審査結果通知書（様式第3号）により仮申請者に通知するものとする。

（本申請）

第8条 前条の仮申請を行い、かつ、申請要件を満たした者（以下「申請者」という。）は、転入した日から3月が経過した日以後、1年に到達するまでの間に、（第2条第2号の要件を満たす者については、就業から3月経過後）に、千代田町移住支援金支給申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 写真付き身分証明書

(2) 転入後の世帯全員の住民票

(3) 就業証明書（本申請用）（様式第5号）

(4) 千代田町移住支援金申請にかかる誓約書兼同意書（様式第6号）

（支給決定）

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決定し、千代田町移住支援金支給決定（却下）通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

2 前項により支給決定を受けた申請者は、千代田町移住支援金請求書（様式第8号）により、町長に移住支援金の請求をするものとし、町長はその請求に基づき、移住支援金を支給するものとする。

（支給決定の取消）

第10条 町長は、移住支援金の支給を受けた者が次条第2項各号のいずれかに該当すると認められるときは、支給の決定を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、群馬県知事と協議の上、町長が認めた場合には、この限りではない。

（返還請求）

第11条 町長は、前条の規定による支給決定を取り消した場合は、千代田町移住支援金返還請求書（様式第9号）により、既に支給した移住支援金の全額又は半額の返還を命ずることができる。

2 前項の規定による返還金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 虚偽の申請等をした場合 全額

(2) 申請のあった日から3年未満に本町から転出した場合 全額

(3) 申請のあった日から3年以上5年以内に本町から転出した場合 半額

(4) 申請のあった日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
全額

(5) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合 全額

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年6月1日から施行する。